

盛岡市における 宿泊税の導入について

次第

開 会

あいさつ

宿泊税導入の検討状況について

- 1 宿泊税導入の背景
- 2 盛岡市における宿泊税導入の検討状況
- 3 導入までの想定スケジュール
- 4 宿泊税導入のねらい

質疑・意見交換

閉 会

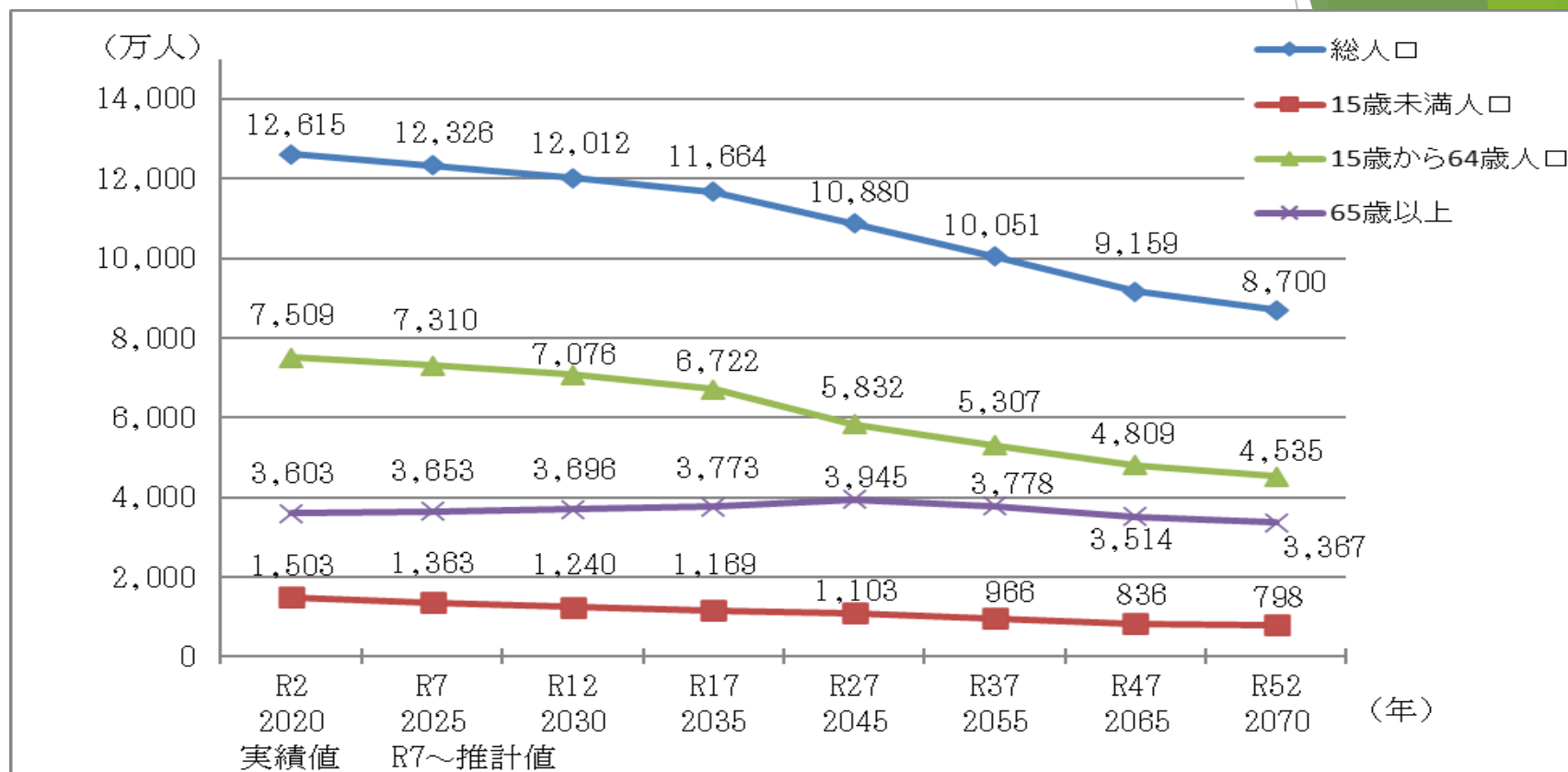
1 宿泊税導入検討の背景

▶ 少子高齢・人口減少社会の進行

日本は少子高齢・人口減少社会が進み、2070年には総人口9,000万人を割り込む見込みとなっています。人口減少に伴い、旅行者数が減少し、国内観光需要の縮小が懸念されることから、交流人口・関係人口を拡大することが、地域経済の活性化に不可欠です

盛岡市における人口推計も、2040年には247,898人となり、平成22（2010）年と比べると約16.9%の減少が見込まれており、これに伴い税収減が想定されます

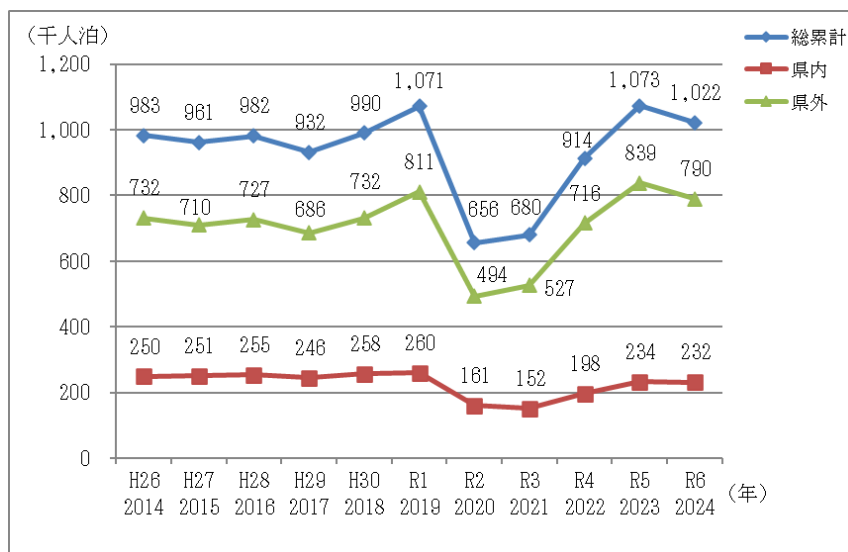
【参考】年齢区分別将来人口推計（全国）



出典：国立社会保障・人口問題研究所 日本の将来推計人口（令和5年推計）

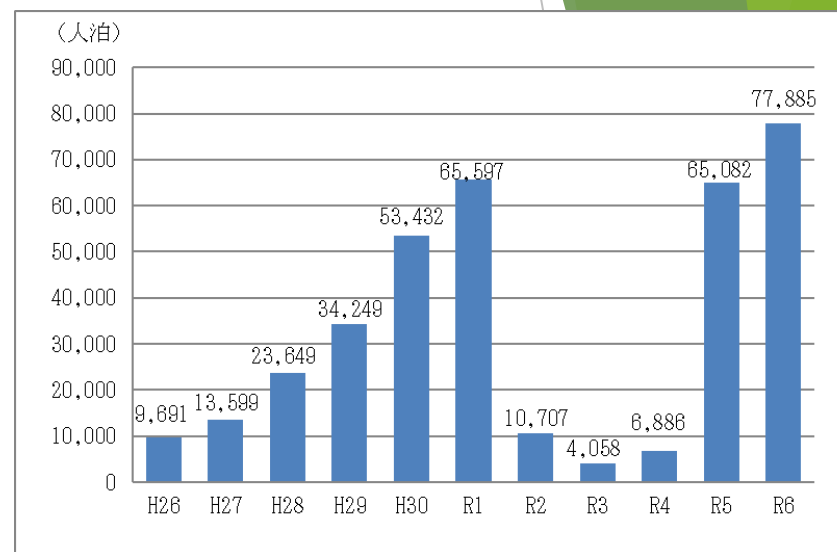
▶ 盛岡市の宿泊観光客数の状況

盛岡市宿泊観光客数



※令和6年は速報値

盛岡市外国人宿泊観光客数



※令和6年は速報値

- ▶ 令和6年の本市の宿泊観光客数（速報値）は102万人泊で、コロナ過前の令和元年の水準まで回復しています
- ▶ 令和6年の外国人観光客宿泊客数（速報値）は、77,885人泊で、過去最高となる見通しです

▶ 観光施策の展開及び安定財源確保の必要性について

第5期盛岡市観光推進計画（計画期間：令和7年度～令和11年度）から抜粋

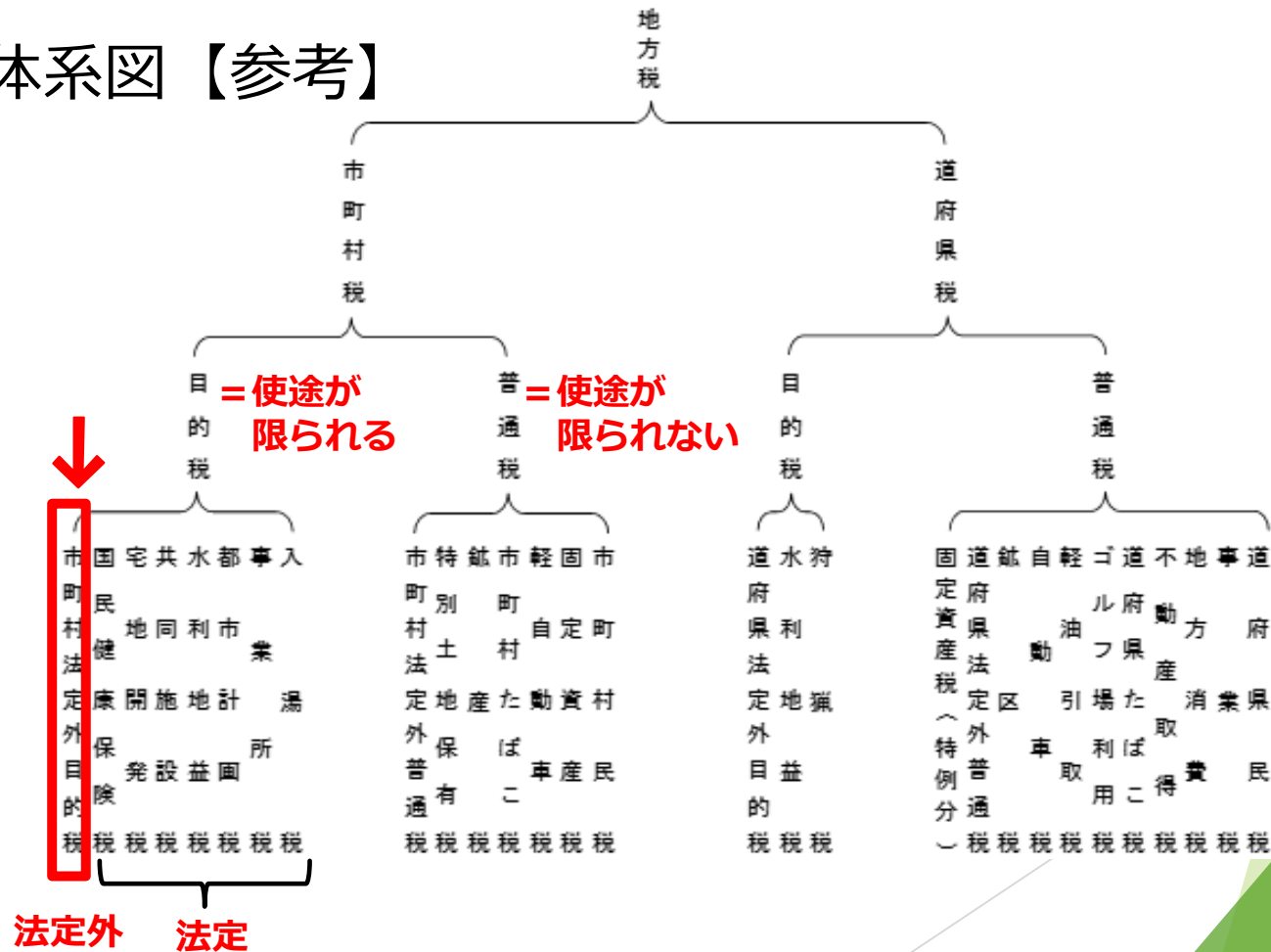
1. 観光産業は、成長戦略の柱であり、地域活性化の切り札であると国が位置づけているように、雇用を創出し、投資を促進し、交流人口が増えるという好循環が生まれ、地域経済の活性化につなげることができる産業であることから、地域固有の観光資源の発掘や観光DXを推進するなど、観光で「稼ぐ」力を向上させ、持続的に稼げる地域となるための取組が求められる
2. 訪日外国人観光客は大都市圏への訪問が多数を占めることから、高まるインバウンド需要をいかに取り込むかが盛岡への誘客促進の重要な力ギとなるため、外国人観光客の受入環境の整備や海外プロモーションの強化等に一層積極的に取り組む必要がある
3. 国内外での観光地間競争が激化しているなか、北東北の交通結節点としての地理的特性を有することから、広域エリア内での連携により観光資源を相互に結びつけることで、個々の資源の魅力を相乗させ、増強させるなどの取組が求められる
4. 少子高齢・人口減少社会が進む中、交流人口の拡大は地域の活性化に不可欠であり、活力ある地域社会となり、発展していくためには、交流人口を拡大させ、地域経済の活性化に寄与する取組を推進する必要があるほか、安定した財源確保に向け、宿泊税等の導入を検討しながら、多様化した観光ニーズに的確に対応した観光施策を展開していく必要がある

以上から、観光施策を展開するための安定財源として法定外目的税である宿泊税の導入を検討するものです

▶ 宿泊税について

- ▶ 性質 条例で定める特定の費用に充てるために、市町村が課することができる法定外目的税（地方税法第731条）

▶ 税体系図【参考】



▶課税客体（税金のかかる対象）

盛岡市内の宿泊施設※への宿泊行為

※①旅館業法の許可を受けている事業者（旅館・ホテル等）及び②住宅宿泊事業法に基づく届出を行っている事業者（民泊）が対象となります

▶納税義務者

上記の盛岡市内の宿泊施設への宿泊者

▶徴収方法 … 特別徴収の方法

宿泊者



宿泊料金
宿泊税

特別徴収義務者
(宿泊事業者様)



宿泊税を
申告納入
※消費税等と同様の
イメージ

盛岡市



2 盛岡市における宿泊税導入の検討状況

(1) 導入検討に係る経緯

令和 6 年

- ▶ 6月19日 6月市議会定例会での市長が宿泊税導入検討を表明
- ▶ 7月25日・29日 宿泊税導入の検討開始に係る市内宿泊事業者向け説明会
(市内宿泊事業者44者が参加)
- ▶ 10月18日 盛岡市宿泊税検討委員会※を設置
- ▶ 11月29日 第1回盛岡市宿泊税検討委員会
- ▶ 12月～令和7年1月 宿泊税導入に関する宿泊事業者アンケートを実施
- ▶ 12月～令和7年2月 宿泊税導入に関する観光客アンケートを実施

令和 7 年

- ▶ 1月8日 第2回盛岡市宿泊税検討委員会
- ▶ 3月24日 第3回盛岡市宿泊税検討委員会

(第3回において盛岡市における宿泊税制度の具体案を提示)

※盛岡市宿泊税検討委員会

盛岡市における宿泊税の導入について検討するため、盛岡市観光審議会の小委員会として設置。全5回を目途に検討を行い、当市における宿泊税導入の方向性をまとめて盛岡市観光審議会及び市長へ検討結果の報告を行う

▶委員

岩手県立大学 総合政策学部准教授 三好 純矢（委員長）

岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合盛岡支部 支部長 太田代 洋一郎

盛岡ホテル協議会 村上 振一郎

盛岡つなぎ温泉観光協会 副会長 菊地 善基

（公財）盛岡観光コンベンション協会 専務理事 石橋 浩幸

株式会社日本旅行東北盛岡支店 支店長 貝山 高弘

▶委員会での検討事項

宿泊税の導入目的、課税客体、納税義務者、課税標準、徴収方法、特別徴収義務者、申告期限、税額（税率）、免税点、課税免除、特別徴収事務交付金、制度の見直し時期、宿泊税の使途

(2) 盛岡市における宿泊税制度の具体案

(盛岡市宿泊税検討委員会での検討状況)

宿泊税導入の検討開始に係る市内宿泊事業者向け説明会（令和6年7月）における御意見、宿泊税導入に関する宿泊事業者アンケート及び観光客アンケート、先行自治体の導入状況等を踏まえ、現時点で、盛岡市宿泊税検討委員会において次のように検討中です

	検討項目一覧	具体案
1	導入目的	盛岡市がより魅力的な観光地となり発展していくことを目指し、観光都市としての魅力を高め、国内外の来訪者及び交流人口を増加させるための観光の振興を図る施策の実施に要する費用に充てるため
2	課税客体	盛岡市内の次の施設への宿泊 ア 旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 イ 住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）
3	納税義務者	上記2の宿泊施設への宿泊者
4	課税標準	上記2の宿泊施設への宿泊数
5	徴収方法	特別徴収
6	特別徴収義務者	ア 旅館業法第3条第1項の許可を受けた者及び住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をした者（旅館・ホテル等、民泊） イ 宿泊税の徴収について便宜を有する者（全面的に経営を委託している場合や全国チェーン店舗など）
7	申告期限	毎月末日までに前月分を納入

(2) 盛岡市における宿泊税制度の具体案

	検討項目一覧	具体案
8	税額（税率）・ 免税点	一律定額200円（一定額未満の宿泊料を免税とする免税点は設けない） ・ 宿泊者が享受する宿泊税活用事業の行政サービスは、宿泊施設の料金によっては変わらないため ・ 宿泊税活用事業（12～17ページの宿泊税の使途を参照）の規模、観光客アンケート調査結果における宿泊税の負担感等を踏まえ税額を200円とする
9	課税免除	「外国大使等の任務遂行に伴う宿泊」のみ 一部の先行自治体（京都市、長崎市など）では修学旅行や学校行事の参加等が課税免除となっているが、当市では課税免除とはせず、宿泊税活用事業の中で修学旅行や学校行事への参加に伴う宿泊の負担軽減など、教育旅行の増客に向けた受入環境の充実を検討する。
10	特別徴収事務交付金	交付額は納期内納入額の2.5%の額 【制度施行後5年間の特例措置】 ①0.5%を加算 ②交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ納期内納入した場合はさらに0.5%を加算
11	制度の見直し時期	条例施行後3年、その後5年ごと ※条例施行が令和8年10月（年度途中）となった場合は、条例施行後3年6カ月、その後5年ごと

(2) 盛岡市における宿泊税制度の具体案

	検討項目一覧	具体案
12	宿泊税の使途	【宿泊税活用事業の考え方】 ① 宿泊税を観光振興施策に効果的に活用することで、宿泊客の増加、宿泊税の増収からさらなる観光振興施策の展開に繋げる好循環を生み出すことが導入のねらいであることから、<u>宿泊税は新規・拡充事業に活用</u>します ② 宿泊税活用事業（14ページからの表）は、<u>★第5期盛岡市観光推進計画（計画期間：R7～R11年度）におけるアクションプラン</u>（具体的な観光施策）に、<u>宿泊事業者及び観光客向けのアンケートで要望の大きかった事項</u>や<u>宿泊税の賦課に係る費用</u>などを加えた内容となっています ③ 宿泊税活用事業の内容は宿泊事業者からの<u>意見等を踏まえ随時見直し</u>を行います ※年度によって事業費規模が変動するものや、初年度に大きな事業費を要するものもあることから、見込まれるおよその事業費の範囲を示したものです。一会計年度につき、概ね2億5千万円程度の規模で事業を実施する予定です

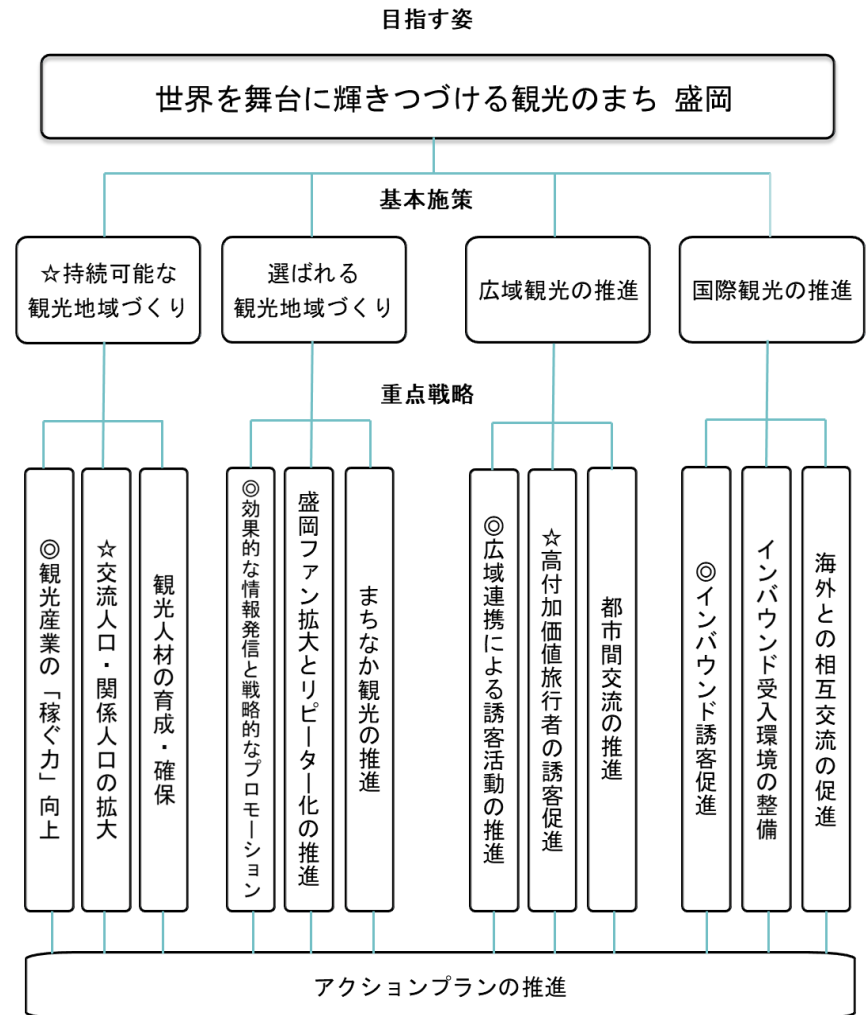
(2) 盛岡市における宿泊税制度の具体案

★第5期盛岡市観光推進計画 (計画期間：R7～R11年度)

1 基本方針（目指す姿）

『世界を舞台に輝きつづける観光のまち 盛岡』

ニューヨーク・タイムズ紙により世界中に発信され、認知度が高まった街と豊かな自然が共存する本市の魅力的な観光資源を磨きあげ、国内外の盛岡ファン拡大とリピーター化を推進し、世界を舞台に輝きつづける観光のまちを目指す



☆新規 ◎最重点戦略

(2) 盛岡市における宿泊税制度の具体案

宿泊税活用事業の主な内容

※年度によって事業費規模が変動するものや、初年度に大きな事業費を要するものもあることから、見込まれるおよその事業費の範囲を示したものです。一会計年度につき、概ね2億5千万円程度の規模で事業を実施する予定です

事業内容（盛岡市観光推進計画における基本施策毎に分類）		年度毎の およその事業費
1 持続可能な観光地づくり	ア 観光産業の「稼ぐ力」向上 ・観光DXの推進（人流分析や消費額調査等の観光DX推進、データに基づく戦略的なプロモーションの展開） ・MICE誘致の推進（補助内容の拡充、誘致活動） ・行事・イベントを活用した宿泊客誘致（チャグチャグ馬コ、盛岡さんさ踊り、秋まつり山車における来訪者の宿泊（前泊及び後泊）に焦点をあてた内容充実や実施拡大、体験型コンテンツの造成等）	7,500万円 ～9,000万円
	イ 交流人口・関係人口の拡大 ・スポーツ合宿の誘致（盛岡市内の宿泊施設を利用するスポーツ合宿に係る宿泊費・移動費の補助内容の拡充） ・スポーツツーリズムの推進（大規模スポーツイベントや全国規模の大会の開催や世界大会の誘致など）	
	ウ 観光人材の育成・確保 ・インバウンド観光人材の育成推進（観光事業者向けに外国人観光客受け入れの意識醸成を図るための研修や英語を用いたコミュニケーション研修など）	

事業内容（盛岡市観光推進計画における基本施策毎に分類）	年度毎のおよその事業費
2 選ばれる観光地域づくり ア 効果的な情報発信と戦略的なプロモーション ・効果的な観光プロモーションの実施（戦略的かつ一体的な広報活動を行い、盛岡の観光宣伝を積極的に行う。内容はプロモーション動画作成、広告宣伝、インフルエンサーによるSNSを活用したPRなど） ・冬季観光コンテンツの効果的な情報発信（ 〃 ） ・（再掲：観光DXの推進、MICE誘致の推進） イ 盛岡ファン拡大とリピーター化の推進 ・盛岡さんさ踊りの通年体験化（盛岡さんさ踊りを観覧できる街なかさんさやつなぎでつなぐ盛岡さんさ踊りを体験型観光コンテンツとして拡充） ・教育旅行の増客に向けた受入環境の充実（探求学習ができるコンテンツの掘り起こしやブラッシュアップ、体験学習メニューを利用する教育旅行生への補助） ウ まちなか観光の推進 ・誰もが分かりやすい観光案内の実現（盛岡ノスタルジックトリップまち歩きマップ（デジタルマップ）を活用し、多言語による案内や障がい者等に配慮したユニバーサルデザインへの対応） ・盛岡City Wi-Fiの拡充 ・歩いて楽しむ道づくりの推進（良好な景観の形成、観光振興及び災害時を含めた安全・円滑な交通確保のための電線地中化、歩行者の安全対策、歩道の融雪など） エ 観光客の受入環境整備 ・交通環境の充実、観光関連施設のバリアフリー対応（観光地への交通路線の支援、デマンド型交通の検討、観光関連施設のバリアフリー対応） ・旅館、ホテル等の宿泊施設における受入環境整備（スマートチェックイン、キャッシュレス対応への支援）	1億1,700万円 ～2億300万円 ※再掲分の事業を 除いた額

事業内容（盛岡市観光推進計画における基本施策毎に分類）	年度毎のおよその事業費
3 広域観光の推進 ア 広域連携による誘客活動の推進 ・ 冬季広域観光の振興（冬季の観光需要落ち込みの対策として、スキー客を始めとした冬季観光商品造成を支援するなど、広域エリアでの冬季の誘客を促進） ・ 盛岡手づくり村、盛岡つなぎ温泉、小岩井農場一体となった観光振興（国内外へのプロモーション、二次交通手段の確保策の検討） ・ 友好都市との観光連携の強化（友好都市であるうるま市や東京都文京区との都市間交流の強化と誘客促進） ・ （再掲：スポーツ合宿の誘致） イ 高付加価値旅行客の誘致促進 ・ 高付加価値旅行商品の造成支援（高付加価値旅行客が盛岡のまちなか観光を楽しめる自然体験をはじめとした広域の地域資源を活かした旅行商品の造成を支援） ・ 大型クルーズ船乗船客の積極的な誘致（広域での連携により地域資源の魅力向上や掘り起こしを進め、オプションルツアーを企画するランドオペレーターとの交流会開催等を通じて効果的なPRを実施）	1,100万円 ～2,000万円 ※再掲分の事業を除いた額
4 国際観光の推進 ア インバウンド誘客推進 ・ 海外旅行博などの大規模イベントを活用したプロモーションの展開（ターゲット国の旅行博などの大規模イベントへの出展など） ・ （再掲：高付加価値旅行商品の造成支援） イ インバウンド受入環境の整備 ・ 外国人観光客の伝統芸能等の体験機会の創出（外国人観光客が気軽に盛岡さんさ踊りや盛岡芸妓等の伝統芸能を楽しめるよう、伝統芸能の外国語版解説リーフレットや字幕表示、イヤホンガイド等による多言語対応など） ・ （再掲：誰もが分かりやすい観光案内の実現、インバウンド観光人材の育成推進、盛岡City Wi-Fiの拡充）	2,300万円 ～2,800万円 ※再掲分の事業を除いた額

事業内容	年度毎の およその事業費
5 宿泊税の賦課に係る費用 ・ 特別徴収事務交付金（特別徴収制度の円滑な運営を図ることを目的として、特別徴収に係る交付金を支給する） ・ 宿泊税導入に伴う精算システム改修等補助金（宿泊税導入に伴う精算システムの改修に要する費用の補助を行う） ・ 宿泊税制度の周知等	1,500万円 ～1,700万円
6 緊急時等の対応 ・ 観光交流基金への積立金（災害等の緊急時や社会情勢の変化などに機動的・緊急的に対応し、観光需要の回復及び喚起を図るための事業に充当するために、宿泊税を財源とする観光交流基金を設置する）	2,000万円

(3) 税額・課税免除・宿泊税の使途に係る検討内容について

ア 税額・免税点について

▶ 盛岡市における具体案

- ・ 税額：一律定額200円
- ・ 免税点：設けない

1. 宿泊税活用事業によって宿泊者が享受する行政サービスは宿泊施設の料金によっては変わらないこと並びに、納税者にとって簡素で分かりやすい制度設計及び税負担の公平性の観点から、税額は一律定額制とし、一定額以下の宿泊料金について課税しない免税点は設けないことが適当と考えます
2. 宿泊税活用事業の規模や観光客アンケート調査結果における宿泊税の負担感及び先行自治体の導入状況を踏まえ、税額は200円が適当と考えます

▶ 上記の具体案とすることのメリット

1. 宿泊者にとって税額がシンプルで分かりやすく、宿泊税活用事業によって宿泊者が享受する行政サービスについて公平性があること
2. 宿泊事業者において素泊まり料金を明確に算定することなく対応することができ、特別徴収に係る事務的負担が最も少ないこと。また、簡素かつ公平性のある制度であることから、宿泊事業者の現場スタッフが宿泊者（納税者）へ説明するに際も負担を軽減することができること
3. 税率の境界層付近や免税点付近において宿泊料金の設定に影響を及ぼす恐れがないこと

ア 税額・免税点について

▶ 宿泊税の先行自治体の状況（既に宿泊税の徴収を開始し宿泊税活用事業を行っている自治体）

1. 税率（税額）は、俱知安町以外の自治体は定額で設定しています
2. 定額でも、一律定額と宿泊料金に応じて段階的に税額を設定している自治体とがあります
3. 東京都、大阪府及び金沢市は、一定以下の宿泊料金に課税しない「免税点」を設けています

自治体名	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市
施行日	平成14年10月	平成29年 1 月	平成30年10月	平成31年 4 月	令和元年11月	令和 2 年 4 月	令和 2 年 4 月	令和 2 年 4 月	令和 5 年 4 月
税額 (税率)	1人1泊について、 宿泊料金が	1人1泊について、 宿泊料金が	1人1泊について、 宿泊料金が	1人1泊について、 宿泊料金が	1人1泊または1部屋 1泊または1棟1泊の	1人1泊について、	1人1泊について、 宿泊料金が	1人1泊について、	1人1泊について、 宿泊料金が
	①1万円以上1万5千 円未満：100円	①7千円以上1万5千 円未満：100円	①2万円未満：200 円	①2万円未満：200 円	宿泊料金の 2 %	200円	①2万円未満：200 円	200円（うち県税50 円）	①1万円未満：100 円
	②1万5千円以上： 200円	②1万5千円以上2万 円未満：200円	②2万円以上5万円 未満：500円	②2万円以上：500 円		※福岡市、北九州 市内の宿泊施設 は50円	②2万円以上：500 円		②1万円以上2万円 未満：200円
		③2万円以上：300 円	③5万円以上： 1,000円			※その他、新たに 宿泊税を県内市町 村が課す場合、100 円	（いずれも、うち 県税50円）		③2万円以上：500 円
免税点	1万円	7千円	なし	5千円	なし	なし	なし	なし	なし
5千円未満	非課税	非課税	200円	非課税	※5千円の場合100 円	200円	200円	200円	100円
5千円以上 7千円未満				200円	※5千円の場合100 円				
7千円以上 1万円未満					※7千円の場合140 円				
1万円以上 1万5千円未満	100円	※1万円の場合200 円			200円				
1万5千円以上 2万円未満	200円	200円	※1万5千円の場合 300円						
2万円以上 5万円未満		300円	500円	※2万の場合400円	500円	500円			
5万円以上			1,000円	※5万円の場合 1,000円					

▶ 宿泊事業者アンケートの状況（税額）

（実施期間：令和6年12月12日～令和7年1月24日、対象：市内宿泊施設88施設、回答数：53施設（回答率60.2％））

1. 税額は「（１）一律の定額制」が適切であるとの回答が最も多く、全体の約６割です
2. 理由としては「お客様への説明が簡素で徴収や納入額算出の事務的負担が最も少ない」や「全国チェーンのため、できるだけ他自治体と同じ設定が助かる」といった回答があります

質問8	税額について（択一） Q：盛岡市で宿泊税を導入することとなった場合、税額の設定は、(1)一律定額制、(2)段階定額制、(3)定率制の3つの手法が考えられますが、税額の設定はどのような形が適切と考えますか。			
回答項目	(1) 一律の定額制	(2) 段階的定額制	(3) 定率制（1泊の宿泊料金について〇%など、一定率を乗じた宿泊税を徴収する）	その他
回答数	31	9	2	11
	58.5%	17.0%	3.8%	20.8%

【その他の内容】

- ・ 宿泊税導入に反対（3施設）
- ・ 一定額未満は徴収しない。一定額以上は一律定額。（2施設）
- ・ 宿泊金額が高額な観光目的のお客様のみ徴収がよい
- ・ まだ、わかりません（2施設）
- ・ 特殊ホテルなので徴収なしが理想
- ・ 観光客は受け入れていない

質問9 前質問の「税額について」の選択肢を選んだ理由（抜粋）

■（１）一律の定額制

- ・ お客様への説明が簡素で徴収や納入額算出の事務的負担が最も少ないメリットがある
- ・ 税の徴収基準がシンプルなため事務手数も軽減できる
- ・ ダイナミックプライシングを採用している為、連泊などの際に税率計算だと煩雑になる
- ・ 全国チェーンのホテルの為、できるだけ他自治体と同じような設定が助かる

■（２）段階的定額制

- ・ 低料金の宿泊施設は100円、200円の違いで泊まる泊まらないが変わるので低料金は宿泊税を無料にしたい
- ・ 納税に係る事務負担と税額の不公平感とのバランスを考えた場合、一定の段階を踏まえた税徴収が望ましい
- ・ 定額制に比べれば宿泊料金に応じた不公平感を感じる可能性が少なそう

■（３）定率制（理由の記載なし）

ア 税額・免税点について

▶ 宿泊事業者アンケートの状況（免税点）

1. 「免税点を設けない方が良い」との回答が最も多く、全体の約6割です
2. 理由としては、「煩雑にすると予約システムにも影響する」や「課税の公平性の観点から宿泊料金に関わらず宿泊客が受ける行政サービスに変わりがない」、「免税点があることによりトラブルが発生するリスクがあがる」との回答がありました
3. 「免税点を設けた方が良い」と回答した事業者からは、「低料金の宿泊施設は100円、200円で宿泊するしないが変わるので、低料金は免税にして欲しい」との理由があがりました

質問10	免税点について(択一) Q: 宿泊料金が一定額未満(5千円未満や1万円未満など)の宿泊者から宿泊税を徴収しないこと(免税点を設けること)について、どのように考えますか		
回答項目	宿泊料金によらず、全ての宿泊者から宿泊税を徴収した方が良い(免税点を設けない方が良い)	宿泊料金が一定額未満の宿泊者からは宿泊税を徴収しない方が良い(免税点を設けた方が良い)	その他
回答数	33	17	3
	62.3%	32.1%	5.7%

【その他の内容】

- ・ 宿泊税導入に反対(3施設)
- ・ 観光客は受け入れていない

質問11 前質問の「免税点について」の選択肢を選んだ理由(抜粋)

■ 宿泊料金によらず、全ての宿泊者から宿泊税を徴収した方が良い

- ・ 複雑にすると予約システムにも影響しそうなので分かり易い内容が良いです
- ・ 課税の公平性の観点から宿泊料金に関わらず、宿泊客が受けるサービスに変わりがないのと、高額な単価にしがちな事業所とそうでない事業所の公平性が保てないと思う
- ・ 免税は安売り競争が激化するだけだと思う。今後の観光振興のために、一律としたほうが良いのでは
- ・ 料金にかかわらず宿泊する事には変わりはないのだから、免税する必要はないと考える
- ・ 免税点があることによりトラブルが発生するリスクがあがる

■ 宿泊料金が一定額未満の宿泊者からは宿泊税を徴収しない方が良い

- ・ 低価格で提供している宿の場合は特に、宿泊税の導入による打撃が大きいと考えられるから。
- ・ 低料金の宿泊施設は100円、200円の差で泊まる泊まらないが変わるので低料金は免税にしていきたい
- ・ 低料金ほど宿泊税の割合が大きく不公平感がある

ア 税額・免税点について

▶ 観光客向けアンケートの状況

(実施期間：令和6年12月11日～令和7年2月28日、対象者：市内宿泊施設（対象30施設）への宿泊者・盛岡駅内いわて盛岡広域観光センター利用者、回答数：113人)

- 市内宿泊施設及び盛岡駅内で行ったアンケート調査によると、宿泊税として支払ってもよい額は、1人1泊100円は回答者の約9割が、1人1泊200円は回答者の約7割が支払ってもよいと回答しています
- 1人1泊300円以上については、支払ってもよいとの回答は過半数に達していない状況です

質問6	宿泊税として支払ってもよいと思う金額の上限 Q: 宿泊税として支払ってもよいと思う金額(1人1泊あたりの金額)の上限を選択						
回答項目	100円	200円	300円	500円	700円	1000円以上	支払いたくない
回答数	25	21	26	26	0	4	11
割合	22.1%	18.6%	23.0%	23.0%	0.0%	3.5%	9.7%

宿泊税として払ってもよい金額		
100円	90.3%	※100円～1000円以上の計
200円	68.1%	※200円～1000円以上の計
300円	49.6%	※300円～1000円以上の計
500円	26.5%	※500円～1000円以上の計
700円	3.5%	※700円～1000円以上の計
1000円以上	3.5%	※1000円以上
支払いたくない	9.7%	

▶ 【参考】宿泊税による税収額（試算）

- 年間2億5千6百万円（市内の※年間宿泊者数約128万人（R5）×200円）

※市内宿泊事業者（民泊等を除く）からの報告のあった施設への宿泊者数であり、報告は義務ではないため一部計上されていない宿泊者数もあります。宿泊者数調査により稼働率を算出するなどして推計している宿泊観光客数とは異なります

ア 税額・免税点について

▶ 宿泊事業者説明会（令和6年7月）での意見交換の内容

1. どのように施策を増やしたいか、それにいくらかかるのか、という議論が前提にあって、それを割り返して税額が出てくる流れだと思う
2. 宿泊税の免税対象や税額が宿泊料金によって異なったり、免税対象者が異なったりすると、それを仕分けて処理しなければならないフロントスタッフの負担が増大してしまうので、税額や非課税事項などはできる限りシンプルな制度設計を望む

▶ 宿泊税検討委員会での意見等

1. フロント現場からは、導入する場合は、一律定額の税額設定でないと、とてもではないが対応できないとの声もある。現場としては、①一律定額設定を望む。また、一定額以下に課税しない免税点や、修学旅行生などの課税免税事項も設けず、シンプルでわかりやすい制度にしたい
2. 免税点を設けた場合は、割引後やクーポン適応後の金額に対して課税するのかなどの検討も必要と思われる
3. できれば一定額未満には課税しないという免税点は無しにして欲しい。免税点を設けた場合、そのラインにもよるが、恐らく宿泊単価を安くする事業者が多く出てくるのではないかとと思われる。例えば免税点を6,000円に設定すると、宿泊単価を5,999円に設定するというようなことが出てくるとと思われる
4. 旅行業界としては、シンプルで分かりやすいといった意味で①一律定額制が望ましいのではないかと考える。旅行業界における宿泊税の徴収方法は各社毎に異なるが既にシステム化されているところもある

イ 課税免除について

▶ 盛岡市における具体案

課税免除 「外国大使等の任務遂行に伴う宿泊」のみを課税免除対象とする

1. 税負担の公平性及び簡素で分かりやすい課税の観点から、一部の先行自治体で課税免除となっている修学旅行や学校行事の参加等については課税免除せず、「外国大使等の任務遂行に伴う宿泊」のみを課税免除対象とすることが適当と考えます
2. 一部の先行自治体では修学旅行や学校行事の参加を課税免除としています。課税免除とする目的は、修学旅行や学校行事への参加に伴う宿泊の負担感を軽減することや修学旅行等を誘致すること等であることから、当市においては課税免除対象とはしないものの、宿泊税活用事業の中で、当該目的のための事業について検討を行います。

▶ 上記の具体案とすることのメリット

1. 宿泊者にとって課税対象がシンプルで分かりやすく、宿泊税活用事業によって宿泊者が享受する行政サービスについて公平性があること
2. 宿泊事業者において宿泊者が課税免除対象であるか否かを判断することなく対応することができ、特別徴収に係る事務的負担が少ないこと。また、宿泊事業者の現場スタッフが宿泊者（納税者）へ説明するに際に、簡素かつ公平性のある制度であることから、負担を軽減することができること

イ 課税免除について

▶ 先行自治体の状況

1. 京都市、倶知安町、長崎市は、修学旅行などの学校行事への参加者および引率者等について、課税免除としています
2. 全ての先行自治体において「外国大使等の任務遂行に伴う宿泊」を課税免除としています

自治体名	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市
施行日	平成14年10月	平成29年1月	平成30年10月	平成31年4月	令和元年11月	令和2年4月	令和2年4月	令和2年4月	令和5年4月
課税免除対象			・修学旅行その他 学校行事への参加 者および引率者		・修学旅行その他 学校行事への参加 者および引率者 ・倶知安町で職場 体験を行う中学 校、高校、大学、 高専学 校、専修学校の生 徒又は学生				・修学旅行などの 宿泊を伴う学校行 事への参加者およ び引率者 ・部活動または地 域のクラブチーム として、宿泊を伴 うスポーツ大会・ 文化大会に参加す る者および引率者
	外国大使等の任務遂行に伴う宿泊								

▶ 宿泊事業者アンケートの状況

1. 市内宿泊事業者アンケート調査では、全ての宿泊客から宿泊税を徴収すべき（課税免除事項を設けない）との回答が最も多い状況です

質問12	課税免除事項について Q: 修学旅行生やその引率者に対しは宿泊税を課税しないなど、特定の宿泊客に対しての課税免除事項を設けている自治体もありますが、課税免除事項を設けることについて、どのように考えますか			
回答項目	全ての宿泊客から宿泊税を徴収すべき(課税免除事項を設けない)	修学旅行生は宿泊税を免除すべき	分からない/何ともいえない	その他
回答数	26	7	18	2
	49.1%	13.2%	34.0%	3.8%

【その他の内容】

- ・観光客は受け入れていない
- ・修学旅行以外でも学生の利用については免除すべき

イ 課税免除について

▶ 宿泊事業者説明会（令和6年7月）での意見交換の内容

1. 盛岡市の入湯税は一人150円徴収しており、12歳未満と修学旅行生及びその引率者は免税となっている。そこに宿泊税が加わった場合、宿泊税の免税対象や税額が宿泊料金によって異なったり、免税対象者が異なったりすると、それを仕分けて処理しなければならないフロントスタッフの負担が増大するので、税額や非課税事項などではできる限りシンプルな制度設計を望む

▶ 宿泊税検討委員会での意見等

1. 免税点を設けたり、税額を段階的な設定にする、あるいは修学旅行生などを課税免除対象とする場合には、宿泊事業者の現場に大きな負担が生じる。免税客体であるかどうかを巡ってフロントでトラブルになったりするケースもあるかもしれない。例外を設けるということは現場の人間からすれば判断に苦しむ可能性がある
2. 福岡市の事例で、修学旅行生からも宿泊税を徴収するけれども500円を補助するというのは考え方の一つだと思う。200円で500円還元が金額的に高すぎるのであれば、300円くらいというのでも考えられると思う
3. 物価高騰の影響で学校の大会参加に係る費用を安く抑えたい旨、学校の先生方からお声をいただく。盛岡市が宿泊税を導入したからといって、盛岡市で大会を開催しないということにはならないと思うが、できれば長崎のような形で、学校の大会参加（クラブチーム等は除く）について、課税免除とすることについても御検討いただきたい
4. 宿泊税については、入湯税の非課税事項とは切り離して考えて、課税の公平性の観点からも一律に課税することが望ましいと考える。その代わり、修学旅行や学校行事への参加に宿泊の負担軽減や市内施設利用の際の補助など、盛岡市に修学旅行に来やすい環境の充実のために宿泊税を使うことを検討していければ良いのではないか

ウ 宿泊税の使途について

▶ 宿泊事業者アンケートの状況

1. 市内宿泊事業者を対象としたアンケート調査では、宿泊税の使途として望ましいものについて、「観光バス受入環境整備、盛岡さんさ踊りの通年体験化、教育旅行誘致など」が最も多く、次いで「観光DX推進」「MICE誘致」「効果的な情報発信」「観光地における施設整備」「目的地までの移動の円滑化」などの回答が多い状況です

質問14	Q: 宿泊税の使い道として望ましいと思うものをお答えください。(複数選択可)								
回答項目	観光産業の「稼ぐ力」向上(観光DX推進、MICE(大規模会議等)誘致、観光産業の事業発掘など)【持続可能な観光地域づくり】	交流人口・関係人口の拡大(スポーツ合宿誘致、若者を惹きつける情報発信)【持続可能な観光地域づくり】	観光人材の育成・確保(インバウンド観光人材の育成、地域固有の観光資源の知識普及促進など)【持続可能な観光地域づくり】	効果的な情報発信と戦略的なプロモーション(ロケツーリズム促進、冬季観光コンテンツの効果的な情報発信など)【選ばれる観光地域づくり】	盛岡ファン拡大とリピーター化の推進(観光バス受入環境整備、盛岡さんさ踊りの通年体験化、教育旅行誘致など)【選ばれる観光地域づくり】	まちなか観光の推進(商店街の活性化、盛岡City Wi-Fiの拡充など)【選ばれる観光地域づくり】	広域連携による誘客活動の推進(広域連携によるスポーツツーリズムや冬季観光の推進など)【広域観光の推進】	高付加価値旅行者の誘客促進(高付加価値旅行商品の造成支援、大型クルーズ船乗客の誘致など)【広域観光の推進】	都市間交流の推進(友好都市(うるま市や文京区等)との交流強化と誘客促進など)【広域観光の推進】
回答数	24	16	13	20	27	17	7	4	2
回答項目	インバウンド誘客促進(盛岡の魅力の積極的な海外発信、海外旅行博などを活用したプロモーションなど)【国際観光の推進】	インバウンド受入環境の整備(外国人観光客の伝統芸能等の体験機会の創出など)【国際観光の推進】	海外との相互交流の促進(姉妹都市(カナダビクトリア市)や友好都市(台湾花蓮市)との交流など)【国際観光の推進】	観光地における施設整備(公衆トイレの整備や施設の道路のバリアフリー化など)	目的地までの移動の円滑化(観光地間の交通アクセス充実やバス・レンタカーによる周遊促進など)	観光基金の創設(緊急時に宿泊事業者等を支援する必要が生じた際(当市の例ではコロナ期における盛岡の宿泊支援など)の財源としての積立)	郷土伝統芸能、文化、工芸の保存や振興(後継者・担い手育成、魅力発信など)	その他	
回答数	14	10	2	21	19	13	10	5	

質問15 【自由記載】盛岡市における宿泊税の導入に関してのご意見等、盛岡市の観光施策についてのご意見等

質問16 ※使途に関するものを抜粋

- 盛岡市の観光促進、都市機能の充実のために是非とも宿泊税導入の実現を希望します。
- 宿泊税の導入により、盛岡市への宿泊者の利便性、満足度向上に資する施策への活用を期待します。具体的には、盛岡駅から宿泊施設への荷物の配送サービスの実施(石川県金沢市で先行事例あり)、市内主要地域でのフリーWi-Fiの拡充など。
- 施設の整備(観光客向けの荷物の預かり所やロッカーの充実)、休憩どころの整備、ガイドの育成の充実、効率よく観光地を回れるような交通網の整備など。
- 宿泊税の使い道が観光客に特化したものではなく、仕事が目的一方や盛岡に用事がある方にとってもメリットがあるように考えていただきたいです。
- 観光目的ではないお客様が納得できるような使い道を示していただけると、事業者側としては徴収しやすい
- ニューヨークタイムズで紹介されメディアにも複数取り上げられたが、もっとメディアやSNS等活用し情報発信を拡大してほしい。市内観光のモデルコースやおすすめ店舗等インバウンドにもわかりやすい情報をお願いしたい。
- 駅周辺の案内所やチケット販売所へ英語話者の拡充。海外の方にもバス路線、行き先をわかりやすく。レンタサイクルの拡充。
- ツアー客やスポーツ団体、エンターテインメント集団を誘致できるよう大型バス、大型トラックの受け入れ環境を整備して欲しい。
- どこの観光地にもある 撮影モニュメント MORIOKA を早急に設置してほしい

ウ 宿泊税の使途について

▶ 観光客向けアンケートの状況

1. 観光客を対象としたアンケート調査では、宿泊税の使い道として相応しいと思うものについて、「宿泊施設における受入環境整備（スマートチェックイン、キャッシュレス化等）」「街なかや観光地での受け入れ環境整備（観光案内所充実、Wi-Fi整備等）」「観光地での施設などの整備（公衆トイレ・休憩所の整備、道路などのバリアフリー化、ライトアップなど）」「交通環境の充実」などの回答が多い状況です

質問5	宿泊税の使い道（複数選択可：最大3項目まで） Q：目的税として宿泊税を導入した場合に、使い道として相応しいと思うものについて、選択してください								
回答項目	ホテル・旅館などの宿泊施設における受け入れ環境整備（スマートチェックイン、Wi-Fi整備、キャッシュレス化の推進、多言語対応など）	街中や観光地における観光客受け入れ環境整備（観光案内所の充実、Wi-Fi整備、多言語案内の整備、キャッシュレス化の推進）	観光情報の充実（観光関連アプリ、デジタル観光マップ、観光パンフレット、ホームページなど）	観光地や観光施設における施設などの整備やリニューアル（公衆トイレ・休憩所の整備、通路・道路のバリアフリー化、ライトアップなど）	郷土伝統芸能、文化、工芸の保存や振興（後継者・担い手育成、魅力発信など）	歴史的なまちなみや景観の保全・活用	観光客や修学旅行生などを対象とした割引やクーポン配布	歩いて楽しめるまちなか観光の充実	体験アクティビティの充実（山や川でのアウトドアアクティビティ、盛岡の歴史・文化・祭を体験できる場など）
回答数	54	46	25	39	29	28	13	13	2
割合	47.8%	40.7%	22.1%	34.5%	25.7%	24.8%	11.5%	11.5%	1.8%

回答項目	代表的な祭（盛岡さんさ踊りやチャグチャグ馬コ、盛岡秋祭り山車など）を通年で観覧・体験できる機会をつくること	交通環境の充実（市内の交通の便の向上、観光バスの充実、市外・郊外の観光地へのアクセス向上など）	その他（内容の記載をお願いします）
回答数	11	36	5
割合	9.7%	31.9%	4.4%

ウ 宿泊税の使途について

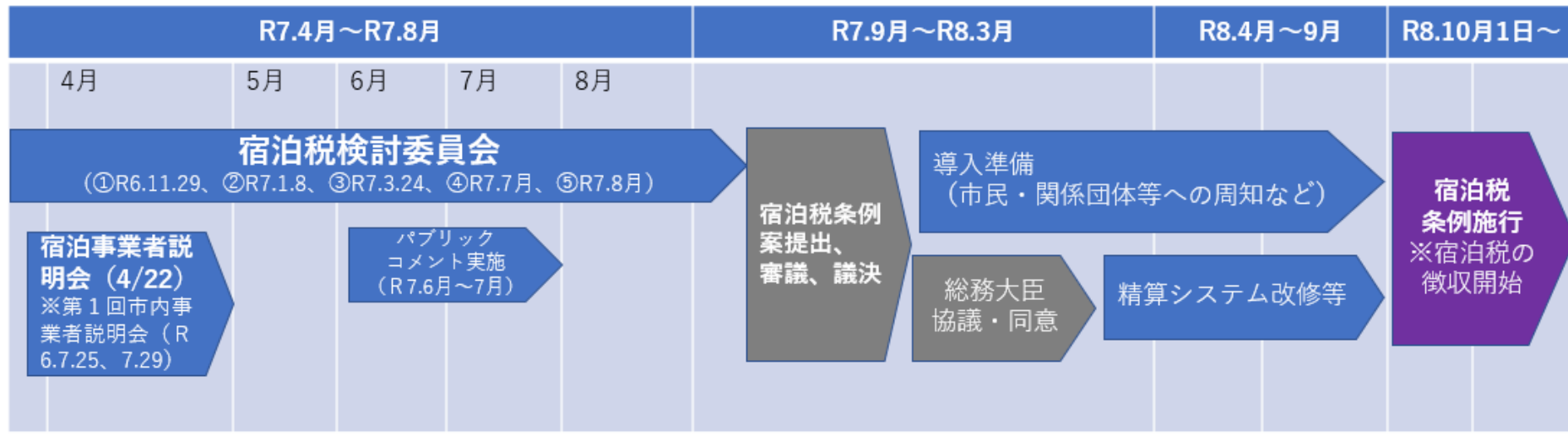
▶ 宿泊事業者説明会（令和6年7月）での意見交換の内容

1. 税額や使途はこれから検討委員会等において形になっていくものと理解している。くれぐれも、現在の4億ある観光費の予算の振替えとならないようにしていただきたい
2. 宿泊税導入となった場合は経費について必ず補助していただきたい
3. インバウンドを増やしていくのであれば花巻空港に様々な国の便を就航させればよいと思うが、それだと逆に1億の税収増では足りない気もする。そういった様々な面も考慮しながら議論を進めて欲しい

▶ 宿泊税検討委員会での意見等

1. 宿泊客は宿泊税を払うけれども、それによってまちの観光が盛り上がって、いいまちにもう一度来たいと思える、ホテル側も、色々大変ではあるけれど、これによってリピーターが増えたとか良い効果がもたらされないと、宿泊事業者の負担・懸念を払拭は解消されない。宿泊税の使い道を検討するにあたっては、実際に徴収事務を担う宿泊事業者にもしっかりと恩恵があるような進め方をして欲しい
2. 宿泊税の使途としては、やはり盛岡の宿泊客の増加に繋がるということが大前提なので、そのような事業に活用して欲しい
3. 観光施策や誘客活動などの計画（マーケティング）及びイベント強化は、DMOを始めとする観光に特化した組織あるいは観光業者とが一体となって実施することで、効果が期待できるのではないかと。先行自治体においても、常滑市以外は全てDMO化されているという状況もある。宿泊税を活用するに当たっては、ぜひ、宿泊事業者の意見を積極的に聞いて欲しい

3 導入までの想定スケジュール



以上は最短で進捗した場合のスケジュールであり、市内宿泊事業者等と意見交換を行いながら、宿泊税検討委員会での議論を丁寧に進めることから、導入時期等が変動する場合があります

4 宿泊税導入のねらい

宿泊税を観光振興施策に効果的に活用することで、宿泊客の増加、宿泊税の増収からさらなる観光振興施策の展開に繋げる好循環を生み出すことが導入のねらいです

